

社会保険労務士からの三方一両得だより

令和5年11月20日 第170号

餃子の食べ比べをしました

栃木県民として、やはり一度はやらなければと以前から思っていた、餃子の食べ比べをしました。ご存知の方も多いと思いますが、宇都宮大通りにある来らっせ本店には市内6店舗の餃子を1個ずつ盛り合わせた、「盛り」という商品がA~Fの6種類あります。全部の盛りを注文すると、一部重複がありまして27店舗の餃子の食べ比べが一気に出来るという優れたものです。当然6種類全てを注文しました(さすがに一人では多いので妻にも食べてもらいましたが)。



開店と同時に満席になったにも関わらず、ちゃんと熱々で提供されました。どれも美味しいのは間違いありません。個性を出すためなのだと思うのですが、かなりしっかりと味付けされていたり、ニンニクや生姜がこれでもかと効いているものが多い印象です。何も付けずに食べましたが、追加の調味料はいらないと感じました。

この6皿が揃うのは土日限定です。

さすがに20個以上食べていると味が濃いものはきつくなってきました。シンプルなものの方が美味しくなってきた、私のNo.1は「鶉の木」と決まりました。

特に人気の5店舗は別に常設店舗ゾーンというお店があり、こちらの方がより混んでいました。お店を廻らなくても、1か所で全てを味わえるというのは魅力なのでしょうね。



常設は土曜日の開店時でこの混雑ぶり。



これでもかなり小ぶりな方です。

我が家の畑
昨年はさっぱりだったサツマイモですが、今年は良く晴れたからか、そこそこの収穫量が確保できました。でも、もう少しうまく育てることもできたのではないかと、まだまだ満足はできていません。
お隣の畑の方から種芋をいただいた長芋を収穫しました。粘土層まで食い込んで成長していったため、穴掘りには大変な苦勞をしました。今月頭の三連休は芋掘りと筋肉痛で終わってしまいました。

今年度の被扶養者資格再確認における「年収(130万円)の壁」対応

健康保険の被扶養者(従業員の家族)は、法令で毎年一定の期日を定め確認することとされています。協会けんぽ加入事業者には、令和5年度分の書類が、令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送されています。

提出期限は、令和5年12月8日(金)です。期限までに、自社の被保険者(従業員)に対して、令和5年9月16日現在の被扶養者(4月1日時点で18歳未満の方、4月1日以降に被扶養者になった方、任意継続被保険者の被扶養者は対象外)について、文書等により被扶養者の要件を満たしているかを確認し、被扶養者状況リストに結果を記入します。



政府の「年収の壁・支援強化パッケージ」により、年収が130万円以上であっても人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増加である場合、その旨の事業主証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能とする方針が示されました。

そのため、上記に該当することが確認できた場合は、被扶養者状況リストの「変更なし」にチェックをしたうえで、「一時的な収入変動」に係る事業主証明と併せて提出します。所得証明書等を提出する必要はありません。

年収が130万円以上になっても扶養から抜けなくて良いというニュースが出た時に「一時的な収入変動」って具体的にどういうことかと誰もが疑問に思ったものです。昨年との比較で労働時間が増えていることが必要なのかなどです。

最近詳細が発表となり、シンプルに雇用契約よりも労働時間が増えて130万円を超えてしまったという場合に認められることが分かりました。今年ずっと忙しくて残業時間が多くなった場合でも、退職者の穴埋めで残業時間が多くなった場合でも、対象となります。

被扶養者が勤務する会社で証明書を作成したものを、家で被保険者に渡してもらい、被保険者の会社に提出することで、冒頭の書類を提出する際に添付することが可能となります。気を付けなければいけないのは、労働時間が慢性的に増えて週に平均30時間以上となった場合には、被扶養者が独自に被保険者となることは変わりません。